

# 経済産業省の委託研究開発における データマネジメントについて

平成30年4月

経済産業省 産業技術環境局

# データマネジメントのガイドライン策定の目的と概要

## 背景

- ◆ 研究開発データの持つ価値が向上。そのデータをどう有効活用していくのかが、大学の研究の質や企業の競争力の源泉に。
- ◆ 欧米では、既に研究開発データの利活用促進に向けたデータマネジメントの導入が進められており、我が国でも対応することが急務。
- ◆ データの利活用のためには、プロジェクト参加者間であらかじめデータの共有のルールを決めておくことが必要。

そのための具体的なルールとして、“委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン”を策定。(H29.12.27)  
 本データマネジメントは、経済産業省の予算により、経産省及び経産省所管の独立行政法人が委託する研究開発事業を対象とする。

## 目的

- ◆ データ利活用の促進。
- ◆ プロジェクト参加者間でのデータの共有、ルール化による事業成果の最大化。
- ◆ 知財権同様に、委託事業により発生するデータについても委託者のマネジメントの対象として取扱いを定める。

## ガイドラインの概要

(プロジェクト開始前)

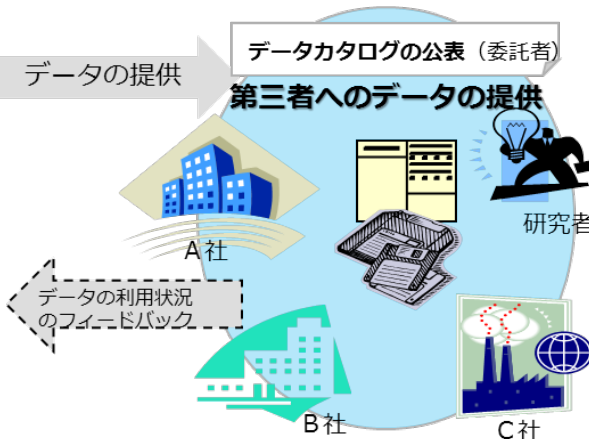
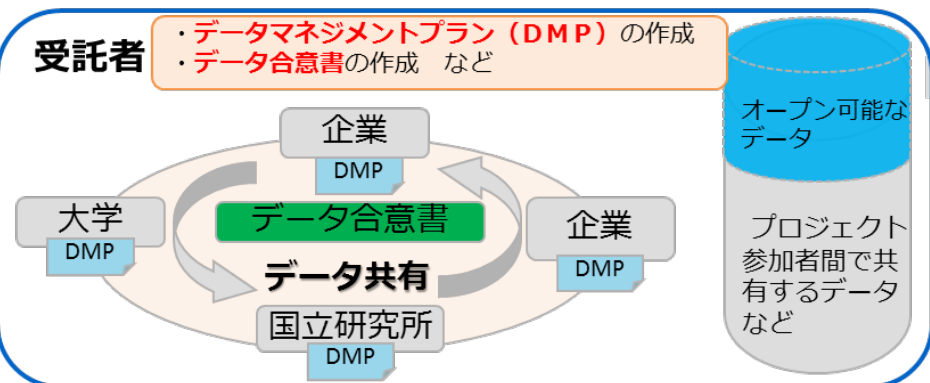
- ①委託者は、公募の開始時にあらかじめデータマネジメントの基本的考え方を示す。
- ②受託者は、受託者の間で、
  - ・データの概要、提供方針等を示した「データマネジメントプラン」を作成。」
  - ・データの利用許諾等をルール化して合意し、「データ合意書」を作成。

(プロジェクト期間中～終了後)

- ・委託者は、予め約束した「データマネジメントプラン」に基づいて、オープン可能なデータの情報をデータカタログとして公表。

○データマネジメントのイメージ

○データマネジメントプランの作成項目



研究開発データの名称
研究開発データを取得又は収集した者
研究開発データの管理者
委託者指定データ/自主管理データ
研究開発データの説明
研究開発データの想定利活用用途
研究開発データの取得又は収集方法
研究開発データの利活用・提供方針
円滑な提供に向けた取り組み
秘匿理由・期間
リボジトリ
想定データ量
加工方針

# (参考1) データマネジメントのガイドライン策定の背景と経緯

## 背景

- ◆ 研究開発データの持つ価値が向上、その有効活用について期待や意識の高まり
- ◆ プロジェクト参加者間でのデータの共有やルール化の重要性が向上
- ◆ 欧米では、既に研究開発データの利活用促進に向けたデータマネジメントの導入が開始

## 検討の経緯

- ◆ 有識者による検討会を、H28年8月以降、5回開催
- ◆ H29年度には、5プロジェクトで試行的に適用実施

## 策定・公表

- ◆ パブコメを経て、「委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」をH29年12月27日に策定・公表

## 【参考】

国の研究開発プロジェクトに係る研究成果の取扱いの在り方に関する検討会  
委員名簿、開催実績

### 委員名簿

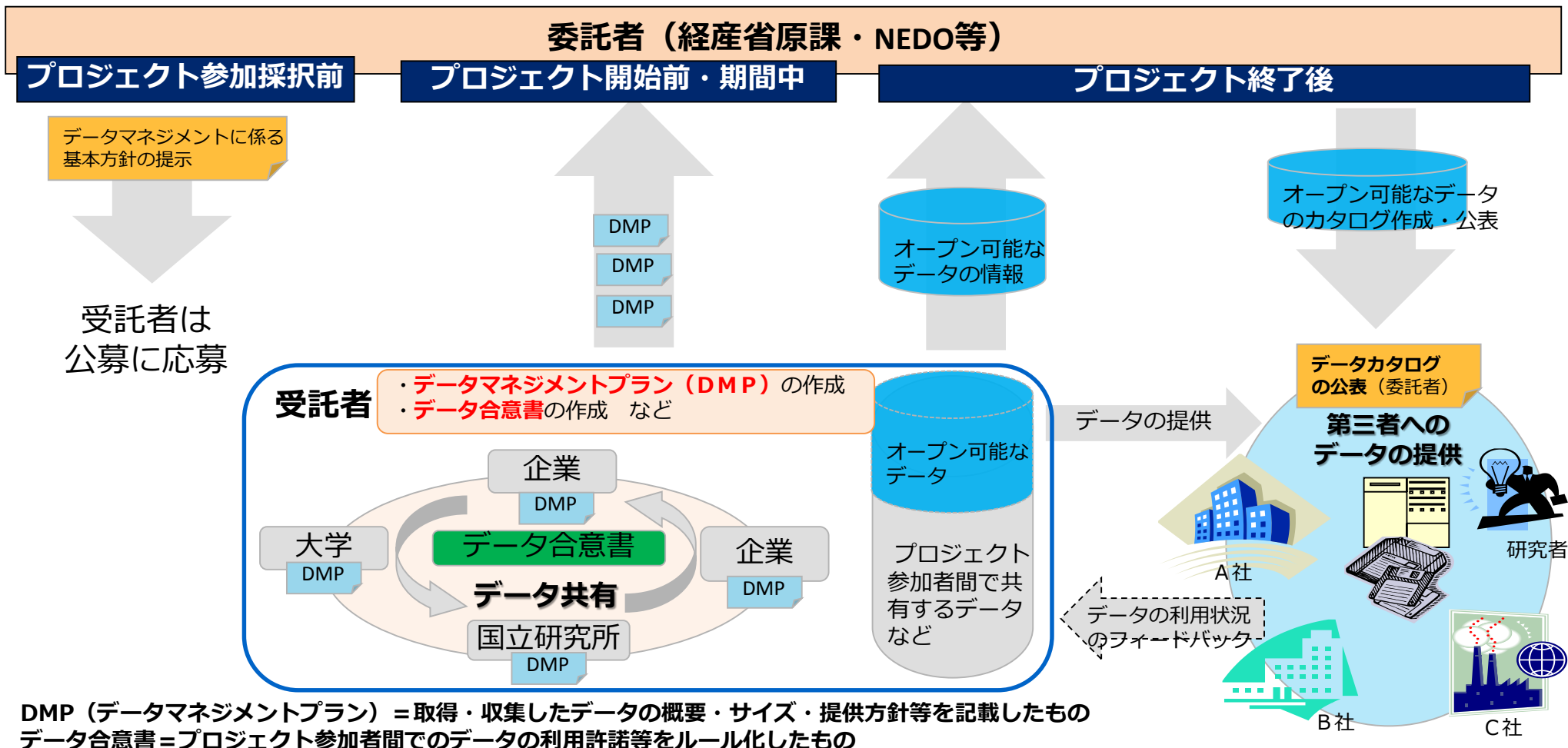
	加藤 浩一郎	金沢工業大学大学院イノベーションマネジメント科教授
	河合 美香	富士通株式会社グローバルマーケティング部IPレンジリスト
	小島 功	国立研究開発法人産業技術総合研究所情報・人間工学領域研究戦略部イノベーションコーディネーター
	筑木 稔博	株式会社東レ知的財産センター知的財産事業部長
	徳田 佳昭	パナソニック株式会社知的財産センター所長
	林 いづみ	桜坂法律事務所弁護士
	原崎 秀信	日本電気株式会社中央研究所主席主幹
	正城 敏博	大阪大学産学共創本部テクノロジー・トランスファー部門教授
	本村 陽一	国立開発研究法人産業技術総合研究所人工知能研究センター首席研究員
委員長	渡部 俊也	東京大学政策ビジョン研究センター教授

### 開催実績

第1回	平成28年8月9日	・キックオフ ・検討会の方向性について
第2回	平成28年9月26日	・論点整理 ・国際動向について
第3回	平成28年10月17日	・論点について ・国内外のヒアリング等結果概要
第4回	平成29年1月19日	・ガイドライン(案)について中間取りまとめ
	【試行実施(平成29年度)】	5プロジェクトで試行
第5回	平成29年10月12日	・ガイドライン(案)の変更点及び取りまとめ

# (参考2) 研究開発データのマネジメントのイメージ

- 委託者は、公募時にデータマネジメントの基本的な考え方を提示
- 受託者は、プロジェクト開始前までにデータの概要、提供方針等を示した「データマネジメントプラン(DMP)」を作成し、委託者へ提出
- また、受託者間でデータの利用許諾等をルール化した「データ合意書」を作成
- オープン可能なデータについては、その情報を委託者に提出し、委託者はデータカタログとして公表



DMP (データマネジメントプラン) = 取得・収集したデータの概要・サイズ・提供方針等を記載したもの  
 データ合意書 = プロジェクト参加者間でのデータの利用許諾等をルール化したもの

# (参考3) ガイドラインの概要①

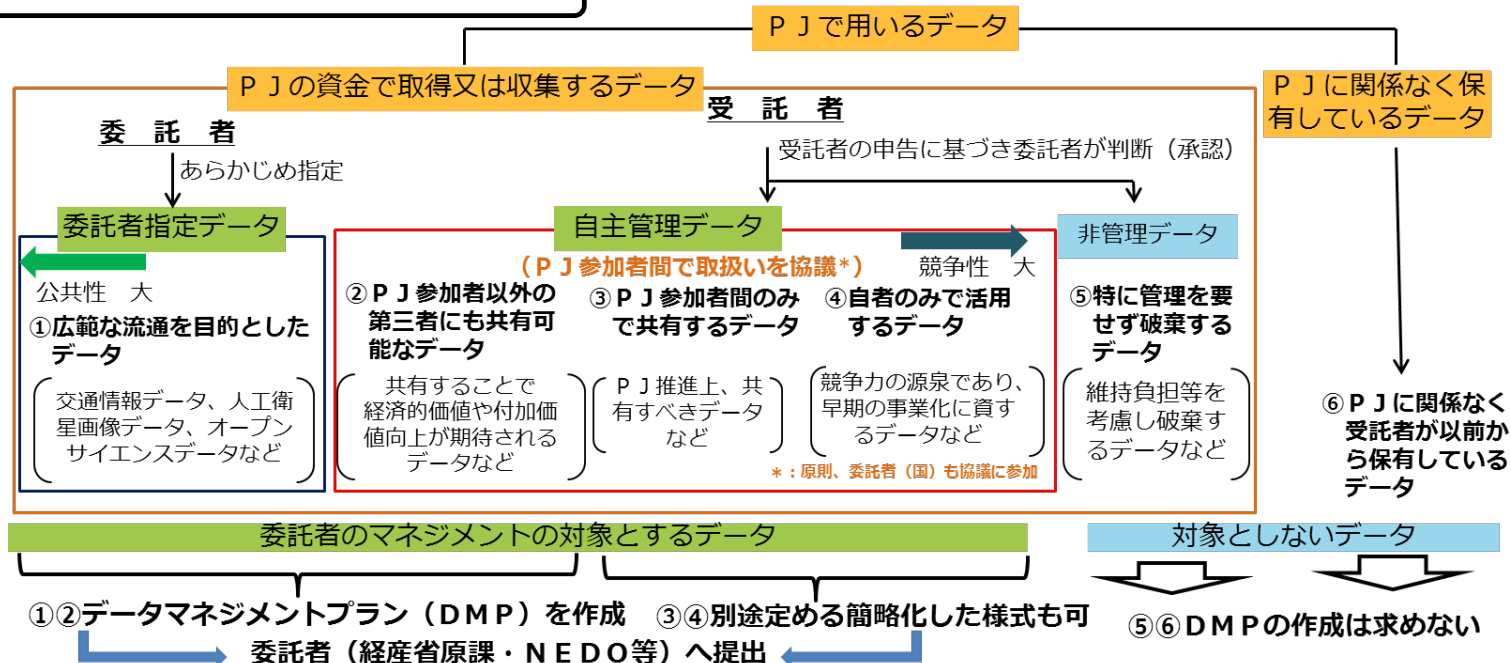
## 目的

- ◆ データ利活用の促進
- ◆ プロジェクト参加者間でのデータの共有、ルール化による事業成果の最大化
- ◆ 知財権同様に、委託事業により発生するデータについても委託者のマネジメントの対象として取扱いを定める

## 対象データ

- ◆ プロジェクトの資金で取得又は収集するデータ  
(予備試験データ等管理を要せず破棄するデータを除く)

## マネジメントの対象とするデータの考え方



## 適用対象、時期

- ◆ 経産省の予算により、経産省及び経産省所管の独立行政法人が委託する研究開発事業
- ◆ 原則、平成30年4月1日以降に、新規に公募を開始する全てのプロジェクト

○プロジェクト参加者の属性(想定)



※H24~H27に終了した経産省及びNEDO執行プロジェクトを集計(経済産業省作成)

# (参考4) ガイドラインの概要②

## データマネジメントプランの作成

- ◆ 受託者はマネジメントの対象となるデータの名称、利活用用途、データ量、加工方針等を記載したデータマネジメントプラン（DMP）を作成し、委託者へ提出
- ◆ 受託者は各データについて、第三者への提供、プロジェクト参加者間での共有、自らのみでの活用等、オープンあるいはクローズにする領域を検討
- ◆ 秘匿するデータについては、その理由、秘匿期間等を明記

### ○データマネジメントプランの作成例

事業年度： 平成〇〇年度  
事業名： 〇〇研究開発事業  
作成・更新日： 平成〇〇年〇月〇〇日  
研究開発データNo. 〇

研究開発データの名称	〇〇実証において撮像したデータ及び関連データ
研究開発データを取得又は収集した者	独立行政法人〇〇研究所
研究開発データの管理者	独立行政法人〇〇研究所
委託者指定データ/自主管理データ	自主管理データ
研究開発データの説明	〇〇実証においてセンサより撮像したデータであり、道路の画像データ
研究開発データの想定利活用用途	交通状況の分析ソフトを開発する他のプロジェクト参加者と共有することで、プロジェクトの目的であるソフトの開発に貢献する。 また、事業終了後も、人工知能技術における学習用データセットへの応用可能性が十分考えられる。
研究開発データの取得又は収集方法	プロジェクトにおいて、センサを用いて自ら取得する。
研究開発データの利活用・提供方針	プロジェクト期間中：無償
	プロジェクト期間中の提供方針：無償
	プロジェクト終了後：一定期間後に、事業の実施上有益な者に対する提供を開始 プロジェクト終了後の提供方針：データのクレジット表記を条件
円滑な提供に向けた取り組み	提供に向けた取り組み：関連するプログラム制作者とセットでプロジェクト参加者以外の者へ無償又は有償で利用許諾できないか検討する。また、プロジェクト参加者以外の者への提供時期は、市場での競争力を鑑み、プロジェクト終了1年後を想定。
秘匿理由・期間	秘匿理由：事業化に向けて市場の競争力を確保するため
	秘匿期間：プロジェクト終了1年後を想定
リポジット	プロジェクト期間中：自社に保存 プロジェクト終了後：自社に保存
想定データ量	100GB
加工方針	ファイル形式：Excel メタデータ：日付、気温、天候等。データカタログにも同様の事項を掲載。 その他：最適なフォーマットは他のプロジェクト参加者と協議する。個人情報を含むデータは、他者に提供する場合には、本人の同意を得ることや特定の個人を識別できないように加工することが必要となることに留意する。
その他	(例えばサンプルデータやデータ提供サイトのURLを記載する)

※第三者に共有可能なデータでない場合は簡略化した様式も可とする。